

(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、ライフイベントに対応して、多様で柔軟な働き方ができる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが重要です。

令和2(2020)年の国勢調査によると、北九州市の共働き世帯(夫が就業している世帯のうち妻も就業している世帯)の割合は65.7%で、妻が就業していない男性片働き世帯の約2倍となっています。全国の共働き世帯数は、平成9(1997)年以降、男性片働き世帯を上回りその割合は増え続けており、令和4(2022)年の共働き世帯(1,191万世帯)は、男性片働き世帯(430万世帯)の約2.8倍となっています。【図表21】

令和4(2022)年に実施した市民意識調査では、「仕事と生活の調和がとれていると思う」と回答した人(調和派)の割合は全体で5割を超えており、一方、年代別・性別でみると、30歳代、40歳代の男性が他の年代と比べると「調和がとれていない」と回答している割合が高くなっています。【図表22】さらに、仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について尋ねたところ、“仕事優先を希望”する男性の割合は4.9%だったのに対して、“現実は仕事優先になっている”割合は28.8%となっており、希望と現実の乖離が大きくなっています。【図表23】

市役所における男性職員の育児休暇取得率は、令和元(2019)年5月策定の「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」の取組により、令和4(2022)年度は取得率58.8%、平均取得日数26.8日間となっています。【図表24】一方、令和5(2023)年に実施した女性活躍推進実態調査によると、民間企業の男性の育児休暇取得率は36.3%にとどまっています。男性が育児休業を取得することは、ワーク・ライフ・バランスの推進につながることから、男性が育児休業を取りやすい職場環境整備を進める必要があります。

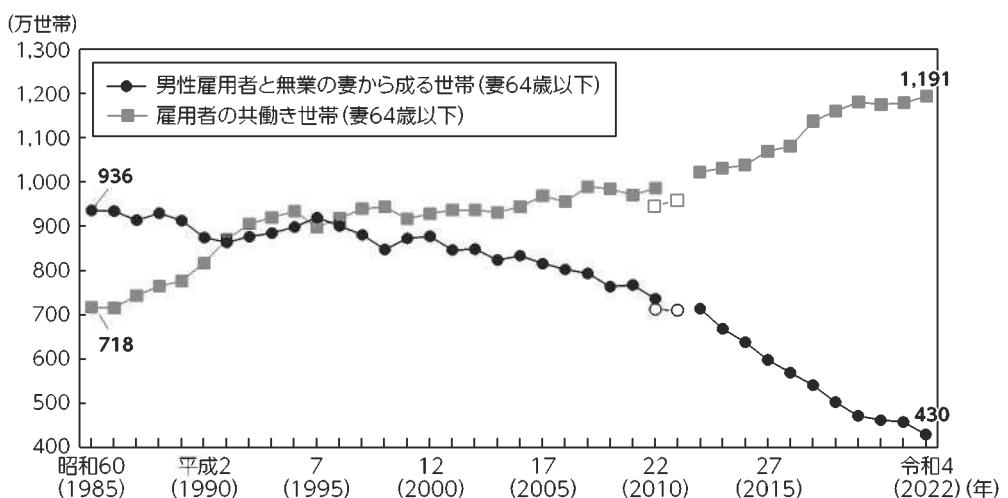
子育て環境については、NPO法人による「次世代育成環境ランキング」で、北九州市が12年連続で政令指定都市1位となっていますが、子育てに関する市民のニーズは多様で、保育所、放課後児童クラブ、病児保育所等のニーズに応じた子育て環境を更に充実させる必要があります。

職場でともに働く部下・スタッフの育児や介護、地域活動などに理解を示し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司(イクボス)を増やすことは、誰もが望む形で力を発揮でき、活力に満ちた社会の実現につながります。企業・団体のトップによって結成された「北九州イクボス同盟」は、現在、300社を超える企業が加盟しており、年々広がりを見せています。今後は、イクボス同盟の広がりに加え、質の向上を図ることが求められます。

また、新型コロナウィルス感染症の拡大により急速に普及した在宅勤務やリモートワークの活用等、時間や場所に縛られない柔軟な働き方に対応できる労働環境を整えることが求められます。

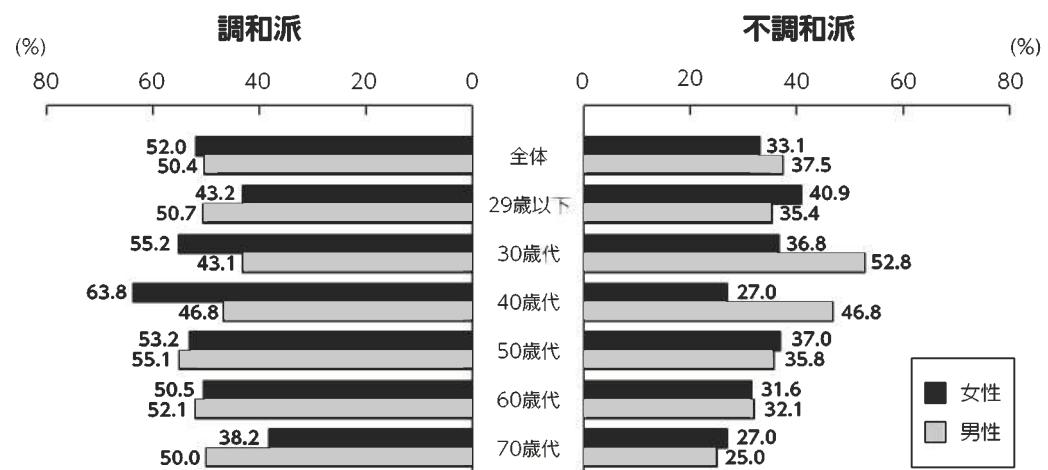
第2章 男女共同参画を取り巻く状況

【図表21】共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(全国) ※妻が64歳以下の世帯



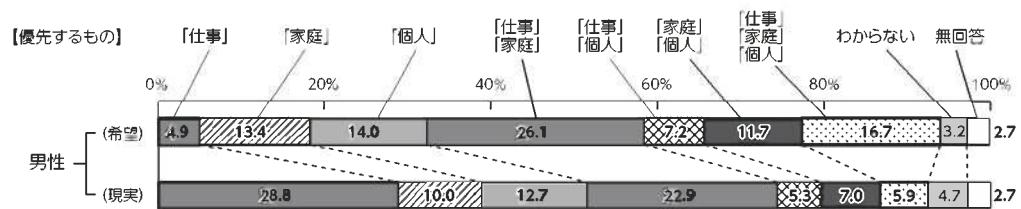
資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」

【図表22】「仕事と生活の調和がとれている人(調和派)」と
「仕事と生活の調和がとれていない人(不調和派)」の割合

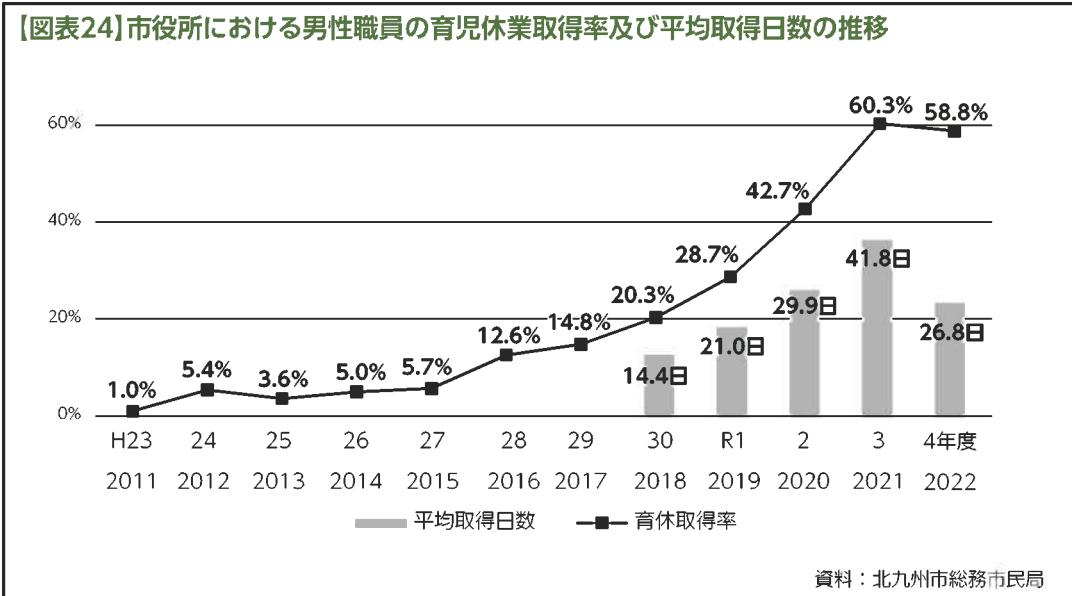


資料：「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」R4(2022)年

【図表23】男性の仕事、家庭生活、個人の生活の優先度(希望と現実)



資料：「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」R4(2022)年



(5)DV(ドメスティックバイオレンス)

令和4(2022)年に実施した市民意識調査によると、“配偶者や恋人など親しい関係にある（若しくはあった）人からの暴力”いわゆるDVとされる18項目の行為について「どんな場合でも暴力に当たる」という回答は、前回調査に比べて18項目中16項目が増え、DVに対する認識は高くなっています。

しかし、「大声でどなる」「交友関係や行き先、電話・メール・SNSを細かく監視する」「何を言っても無視して口を聞かない」などの精神的な暴力を「DVにあたらない」「DVにあたらない場合もある」と認識している割合は他の項目に比べ高くなっています。【図表25】

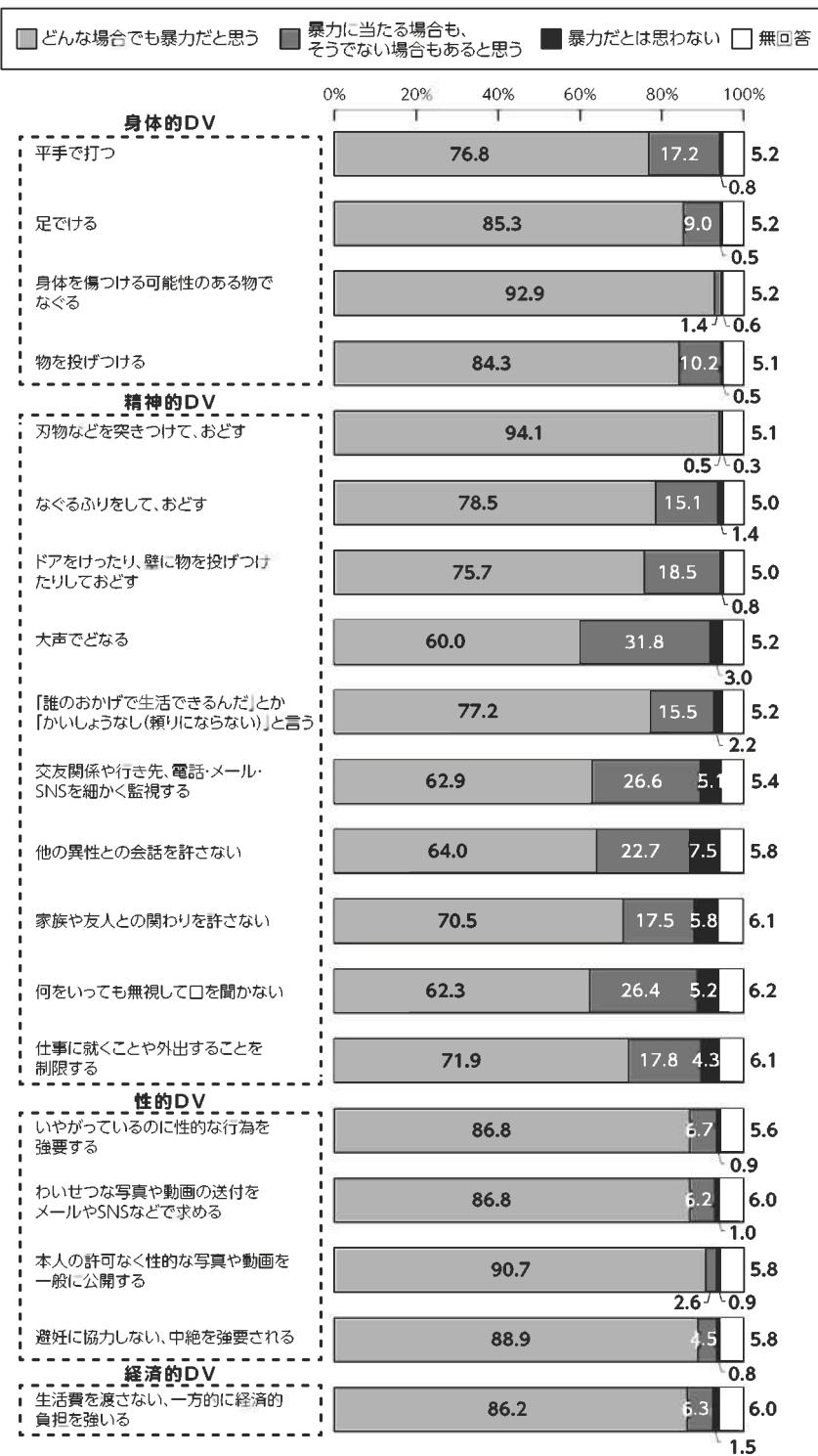
また、何らかのDV被害経験を持つ人に、どこ(誰)に相談したのかを尋ねる設問では、「どこにも相談しなかった」と回答している割合が49.9%を占め、性別にみると男性は63.4%、女性は44.9%で、男性の方が相談しなかった割合が高くなっています。【図表26】

北九州市の相談窓口でのDVに関する相談件数は、新型コロナウィルス感染症の拡大の影響で令和2(2020)年度に相談件数が増加しましたが、現在は横ばいの状況です。【図表27】

DVまたはデータDVは潜在化しやすく、人権侵害であることが認識されにくいため、DVへの認識を高め予防につなげるためには、若い頃から教育・啓発を推進し、相談機関等をより広く周知するとともに、被害者が相談しやすい支援体制を充実していく必要があります。

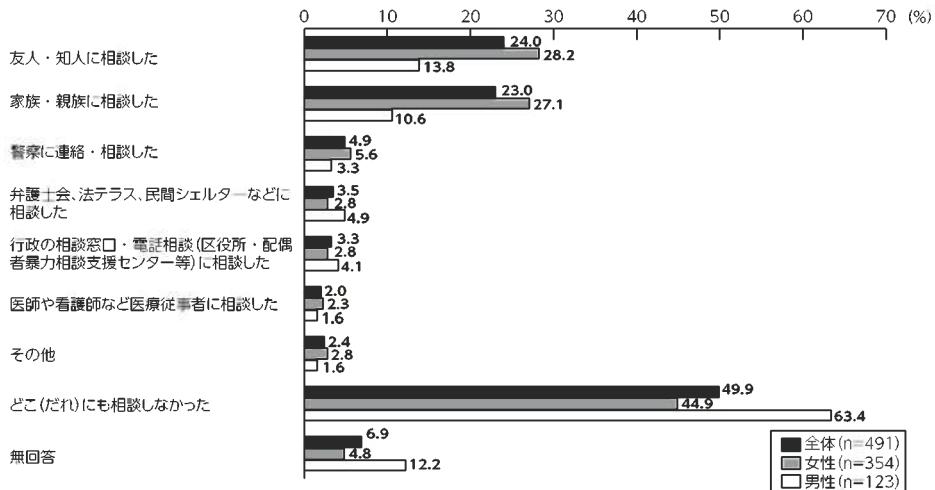
また昨今、スマートフォン等の普及によりSNS等ネット上の関わりから、若年層に性犯罪・性暴力の被害が発生し、高い水準で推移しています。子どもたちが性暴力被害に遭わないために、正しい知識や対処法について広報啓発を行う必要があります。

【図表25】DVに対する考え方



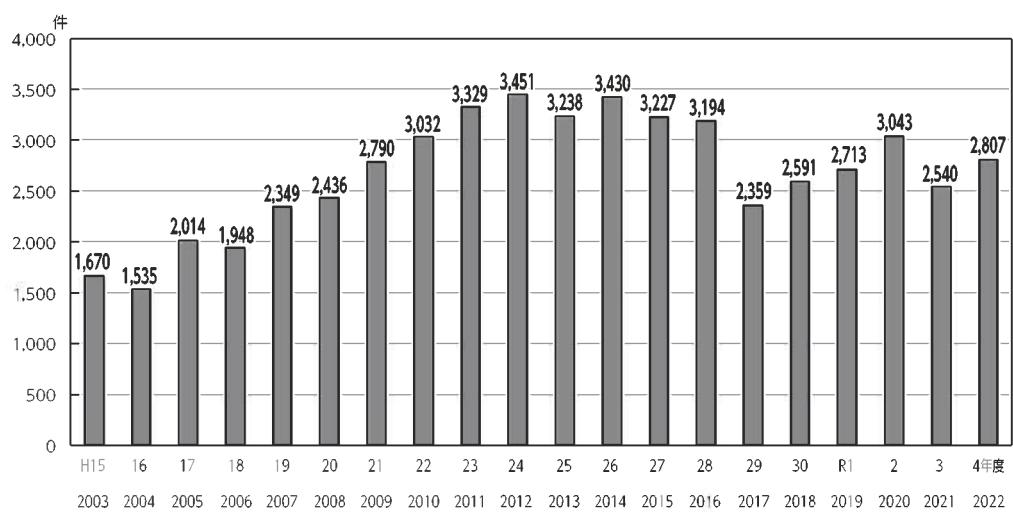
資料：「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」R4(2022)年

【図表26】DV被害にあった時の相談先



資料：「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」R4(2022)年

【図表27】北九州市の相談窓口でのDV相談件数の推移



資料：北九州市総務市民局、子ども家庭局

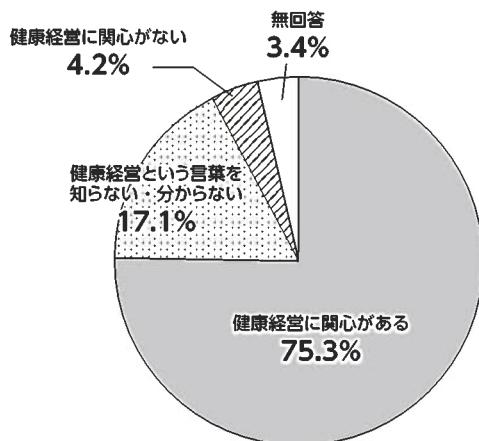
(6)女性のヘルスケア

国の調査によると、働く女性の約5割が「女性特有の健康課題等により職場で困った経験がある」と答えています。女性の活躍を推進し、企業の成長につなげるためには、女性のヘルスケアに取り組むことが今後重要となります。

従業員が健康に働くことは、組織の活性化や生産性の向上など、企業の利益にもつながることから、昨今、企業が従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」が注目されています。

令和5(2023)年に実施した女性活躍実態調査においても、市内事業所の約75%が「健康経営に関心がある」と回答しています。【図表28】女性特有の心身の症状に対して正しい知識を持ち、理解を促進し、支援ができるよう広報啓発を行う必要があります。

【図表28】市内事業所における「健康経営」関心度



資料：「女性活躍実態調査」R5(2023)年

(7)困難を抱えた女性への対応

コロナ禍において、孤独や孤立、DV、経済的な不安など様々な困難を抱える女性が顕在化したことから、困難を抱えた女性に寄り添う緊急支援事業を実施し、相談事業や同行支援等を行いました。令和6年4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、そのなかで、自治体の責務として、基本計画の策定や支援調整会議の設置、また民間団体との協働による支援などが規定されました。北九州市においても、関係部署や機関と連携しながら、法に基づいた支援を行う必要があります。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

| 柱 | 施策の方向 | 具体的な施策 |
|-----------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I ジェンダー平等が浸透した社会の実現 | | |
| 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進 | | (1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援 (3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進 (4)多様な性のあり方への理解の促進 |
| 2 男性にとってのジェンダー平等の推進 | | (1)ジェンダー平等に関する男性の理解促進 (2)男性の家庭生活や地域活動への参画促進 |
| 3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進 | | (1)ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進 (2)ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 (3)子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進 |
| II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大 | | |
| 1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大 | | (1)企業における女性の参画拡大についての意識改革 |
| 2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大 | | (1)地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進 |
| 3 市における方針決定過程への女性の参画拡大 | | (1)市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大 (2)市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進 |
| 4 政治分野への女性の参画拡大 | | (1)政治に関心を持つ人材の育成 |
| III 女性が多様に活躍できる経済社会の実現【女性活躍推進計画】 | | |
| 1 女性の就業・起業支援 | | (1)女性が働くことに関する相談機能の充実 (2)女性の就業支援 (3)女性の起業支援 |
| 2 女性が働き続けることができる環境づくり支援 | | (1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援 (2)女性のキャリア継続・向上支援 |
| 3 女性の再就職支援 | | (1)女性が再び働くことに関する支援の充実 |
| IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【女性活躍推進計画】 | | |
| 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現 | | (1)企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (2)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (3)地域活動やボランティア活動への参画促進 |
| 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実 | | (1)子育て環境の整備・充実 (2)ひとり親家庭への支援 (3)高齢者・障害者等の支援やサービスの充実 |
| V 安心して健康に暮らせる社会の実現 | | |
| 1 DVの防止及び被害者の支援 【DV対策基本計画】 | | (1)DVを許さない意識の醸成 (2)DV被害相談体制の充実 (3)DV被害者保護体制の充実 (4)DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底 |
| 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止 | | (1)ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施 (2)性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施 |
| 3 生涯を通じた女性のヘルスケア | | (1)若い世代における性に関する理解・尊重 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進 |
| 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 【困難女性支援計画】 | | (1)困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築 (2)困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保 (3)困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援 (4)困難を抱えた女性等を支援する人材の育成 (5)地域・関係団体との連携・支援 |
| 5 防災における男女共同参画の推進 | | (1)男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進 |

2 計画の柱

柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策の方向 | <ol style="list-style-type: none">1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進2 男性にとってのジェンダー平等の推進3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ジェンダー平等の実現には、男女がお互いを尊重し、価値観や違いを認め合うとともに、自らの意思に基づき、社会のあらゆる分野とともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」の職業観・家庭観は、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍する「令和モデル」へと変化しています。令和4(2022)年に実施した市民意識調査においても、性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合が、約8割になりました。

しかしながら、「社会全体における男女平等達成感」については、依然として男性優遇と考える人の割合が7割を超えており、ジェンダー平等を実感できるよう、様々な工夫をしながら啓発に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちがジェンダー平等を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、ジェンダー平等意識を身につけた大人に成長していくことが必要です。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からのジェンダー平等意識の醸成に一層取り組みます。

さらに、ジェンダー平等社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。

職場、地域、家庭などあらゆる場においてジェンダー平等の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指し、男女共同参画センター・ムーブを拠点施設としてその機能充実に努めます。

国内におけるジェンダー平等の取組は、国際社会の取組と密接に関連しています。市民の理解を深めるため、北九州市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

性別による固定的役割分担意識にとらわれず、その個性や能力を十分発揮できる、ジェンダー平等が実現された社会、地域づくりに向けて、さらなる理解を促進するため、情報提供や啓発に取り組み、社会全体での意識や行動の変革を進めます。また、ジェンダー平等を進める市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組みます。

<具体的施策>

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 11101 | 地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、地域団体やNPO等による啓発事業を実施します。 | 総務市民局 |
| 11102 | あらゆる分野においてジェンダー平等意識が浸透し、実感できる社会を目指して、ジェンダー平等に関する講座を実施します。 | 総務市民局 |
| 11103 | 地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。 | 総務市民局 |
| 11104 | 家庭などにおけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、「家庭教育講座」において、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。 | 総務市民局 |
| 11105 | 市民がジェンダー平等に関する問題を含めた人権問題について正しい理解と認識を深めることができるように、市民センターを中心として人権学習を行います。 | 教育委員会 |
| 11106 | SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州 ESD 協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。 | 環境局 |
| 11107 | 男女共同参画センターにおいて、情報誌やホームページなどでジェンダー平等に関する様々な情報を発信します。 | 総務市民局 |
| 11108 | 本市におけるジェンダー平等や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。 | 総務市民局 |
| 11109 | 第5次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 11201 | 「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。 | 総務市民局 |
| 11202 | 地域でジェンダー平等に関する取組を行うNPOなどの団体と協力し、地域における「広報啓発事業」を実施します。 | 総務市民局 |

第3章 柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

| | | |
|-------|-----------------------------------------------------|-------|
| II203 | 男女共同参画センターにおいて、市民が企画するジェンダー平等に関する意識を高めるための活動を支援します。 | 総務市民局 |
| II204 | ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|------------------------------------------------------|-------|
| II301 | ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。【再掲】 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(4) 多様な性のあり方への理解の促進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|---------------|----------------------------------------------------------|-------|
| 【新規】 II401 | 様々な人権課題のひとつとして、人権啓発事業の中で、多様な性のあり方への理解促進に関する広報・啓発に取り組みます。 | 保健福祉局 |

施策の方向2 男性にとってのジェンダー平等の推進

ジェンダー平等社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で性別に関わりなく能力を発揮し、活躍できる社会です。ジェンダー平等は、男女が社会の対等な構成員として、お互いを認め合い、協同してさまざまな役割を担い、女性だけではなく男性も多様なライフスタイルを選択でき、男性自身のライフィベントや課題にも対応しながら、安心して暮らすことができる、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものです。

「男性は仕事」という大黒柱バイアスにとらわれることなく、女性の社会進出が進む中、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参画できるよう啓発や支援が必要です。また、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性が家庭生活に参画しやすくなるよう働きかけていきます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等に関する男性の理解促進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| I2101 | 働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。 | 総務市民局 |

| | | |
|-------|-----------------------------------------------------------|-------|
| I2102 | 男女共同参画センターにおいて、男性にとってのジェンダー平等の意義を啓発するため、講演会などを実施します。 | 総務市民局 |
| I2103 | 男女共同参画センターにおいて、男性の生き方や家族、仕事についての悩みなどに対し、男性のための電話相談を実施します。 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|------------------------------------------------------------------|--------|
| I2201 | 性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が主体性をもって家事や介護に参画できるよう、男性を対象とした講座を開催します。 | 総務市民局 |
| I2202 | 父親や祖父母が子育てに関する基本的な知識を取得できる講座を開催します。 | 子ども家庭局 |
| I2203 | 出産・育児を妊婦とそのパートナーが協力して取り組めるよう、「両親学級」「オンラインウェルカムベビー教室」を実施します。 | 子ども家庭局 |
| I2204 | 市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。 | 総務市民局 |
| I2205 | 「家庭教育講座」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。 | 総務市民局 |

施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

未来を担う子どもたちがジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた、社会全体におけるジェンダー平等社会の実現につながります。

子どもの頃から、性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれないジェンダー平等意識を育む学校教育が必要です。

教育分野におけるジェンダー平等は進んでいますが、理工系学生に占める女性の割合が低い等、進路選択における性別の偏りが見られ、子ども自身や周囲のアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が将来の職業選択にも影響を与えています。

性別にかかわらず、社会の様々な分野への関心を促し、子ども自身の希望を尊重した多様な進路選択やキャリア形成につながる教育、進路指導を行っていきます。また、SNS等のネット上での関わりからデートDVにつながる危険があることなどについても啓発に取り組みます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|----------------|
| I3101 | 若い世代が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるようジェンダー平等の視点に立った学校教育を推進します。 | 教育委員会 |
| I3102 | 子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していくよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。 | 総務市民局 教育委員会 |

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| I3201 | 女性の理工系分野への関心を高めるため、小・中・高校生などへ啓発事業を行う大学等と連携を図ります。 | 総務市民局 |
| I3202 | 市内の大学生等を対象に、性別にかかわらないキャリア形成について考えるきっかけとなる出前講座を実施します。 | 総務市民局 |
| I3203 | 早い段階から職業観を醸成し、各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベントの開催や、就職を考える高校生向けの情報発信等を行います。 | 産業経済局 |
| I3204 | 性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。 | 教育委員会 |
| I3205 | キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(3) 子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| I3301 | デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。 | 総務市民局 |
| I3302 | 児童生徒がSNSやオンラインゲーム等インターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。 | 子ども家庭局 教育委員会 |

| | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| I3303 | 思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。 | 子ども家庭局 保健福祉局 教育委員会 |
| I3304 | 児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けてジェンダー平等の理解を促進します。 | 教育委員会 |

柱Ⅱ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向

- 1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 市における方針決定過程への女性の参画拡大
- 4 政治分野への女性の参画拡大

職場、地域、家庭など社会のあらゆる分野の方針決定過程への女性の参画が拡大することは、女性の活躍を推進し、社会を活性化させるだけでなく、男女が対等な立場で、個性や能力を発揮するジェンダー平等社会の形成のために重要です。

市の審議会等の女性委員比率の50%維持、市役所の女性管理職比率の増加などの状況は改善傾向にあるものの、企業、地域など様々な分野における方針決定過程への女性の参画はいまだ十分とは言えない状況です。

企業においては、女性の参画拡大による事業への好影響はもとより、女性活躍への取組が企業価値を図る視点となるなど、さらなる意識改革と積極的な取組が求められています。

地域等においては、女性が中心となって活動している例もあり、各種団体の会長・副会長などの職に就いている女性役員の状況や活動内容をロールモデルとして情報発信するなど、女性の参画についての理解を深めるための働きかけを行います。

ジェンダー平等と持続可能な社会を実現していくため、あらゆる分野において将来指導的な地位へ成長していく層の育成や取組を進めていきます。

施策の方向1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大

企業の方針決定過程に女性が参画することは、企業内の人材が多様化し、新しい視点が加わることで企業の生産性や業績の向上につながります。

内閣府の調査研究では、機関投資家は女性管理職比率などの様々な女性活躍情報を投資判断に活用していると報告されるなど、女性活躍の取組は重要性を増しています。企業の女性の参画拡大や女性活躍の取組の必要性についての理解を深めるとともに、方針決定過程への女性の参画や女性活躍の状況を把握し、女性リーダーの育成や活躍の実践を後押しする機運の醸成や環境づくりを促します。

<具体的施策>

(1) 企業における女性の参画拡大についての意識改革

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|---------------------------------------------------------|-------|
| 21101 | 企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。 | 総務市民局 |

| | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 21102 | 働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】 | 総務市民局 |
| 21103 | 男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。 | 総務市民局 |
| 21104 | 働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。 | 総務市民局 産業経済局 |

施策の方向2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が不足することが予測され、地域コミュニティにおける共助、子育てや高齢者の見守り、災害対応等の機能が低下する恐れがあります。

地域における方針決定過程への女性の参画拡大は、担い手不足の解消とともに、異なる視点で新たな提案が生まれることが期待できます。

地域団体等の方針決定過程への女性の参画の状況を把握し、様々な機会を通じて、女性の参画拡大の効果や取組事例の紹介、広報・啓発活動を行い、女性リーダーの育成、活躍を後押しするような機運の醸成や環境づくりにつなげます。

<具体的施策>

(1) 地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 22101 | 自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。 | 総務市民局 |
| 22102 | 政策・方針決定過程の女性の参画状況などジェンダー平等に関する情報をホームページなどで発信します。 | 総務市民局 |
| 22103 | 国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。 | 総務市民局 |
| 22104 | 生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。 | 総務市民局 |
| 22105 | 男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。 | 総務市民局 |

第3章 柱Ⅱ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

| | | |
|-------|-----------------------------------------------|-------|
| 22106 | 市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。 | 総務市民局 |
|-------|-----------------------------------------------|-------|

施策の方向3 市における方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して取り組むことが求められます。

市の政策は、市民生活に直接関係、影響するものであり、その政策提言や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。

市役所組織や市の付属機関等への女性の参画拡大とともに、付属機関等の長における女性の割合拡充につながるよう働きかけを行います。

<具体的施策>

(1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-----------------------------------------------------|-------|
| 23101 | 市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。 | 総務市民局 |
| 23102 | 市の付属機関や市政運営上の会合における会長、委員長の女性比率を把握するとともに情報を発信します。 | 総務市民局 |

<具体的施策>

(2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 23201 | 「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。 | 総務市民局 |
| 23202 | 部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。 | 総務市民局 |
| 23203 | 市立学校における女性管理職比率を向上させるため、人材の発掘と育成を行います。 | 教育委員会 |
| 23204 | 市立学校における女性管理職比率を向上させるため、働きやすい職場環境を推進します。 | 教育委員会 |

施策の方向4 政治分野への女性の参画拡大

平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30(2018)年法律第28号)」が公布・施行されましたが、政治分野における女性参画の遅れが、「ジェンダー・ギャップ指数」で日本が低位にとどまる大きな要因となっています。

北九州市においても、政治に多様な意見を反映させる観点から、政治分野への女性の参画推進するため、法に基づき、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備を進めるとともに、市民の政治への関心を高め、政治に参加する人材を育成する取組を進めます。

<具体的施策>

(1) 政治に関心を持つ人材の育成

| No. | 取組内容 | 局名 |
|---------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 【新規】 24101 | 子どものころから、政治を正しく理解し、政治に関心を持つよう、学校教育において主権者教育を実施します。 | 教育委員会 |
| 【新規】 24102 | 女性の政治分野への参画を促す講座等の開催や情報発信を行います。 | 総務市民局 |
| 【新規】 24103 | 政治を身近に感じ、将来の投票参加を促すため、小・中・高校生等を対象とした出前授業や模擬投票を実施します。 | 行政委員会 事務局 |

柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

【女性活躍推進法推進計画】

- | 施策の方向 | 1 女性の就業・起業支援
2 女性が働き続けることができる環境づくり支援
3 女性の再就職支援 |
|-------|-------------------------------------------------------|
|-------|-------------------------------------------------------|

就業は生活の基盤であり、自立のために必要であるとともに自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人・挑戦する意欲ある人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化の点からも、大変重要です。

職業観・家庭観が大きく変化する中、結婚、出産、就職等の場面において女性の人生の選択肢は増えています。女性が結婚によって経済的に安定した生活を保障されていた時代が終わるとともに、人生100年時代を迎えるにあたり、男女ともに若いうちから人生100年時代を意識し、経済的に自立し、自己実現を目指すことが重要です。

こうした状況を背景に、令和4(2022)年の市民意識調査では、「女性がずっと職業を持っている方がよい」との回答が初めて過半数を超えるなど、女性が職業を持つこと、また、男女にかかわらず、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が求められています。

一方、北九州市の25~44歳の女性の就業率は79.8%と、全国平均81.1%より低く、20政令市中13位、また、女性の非正規雇用の割合は55.7%と政令市で3番目に高い状況です。少子高齢化が進行し、人口減少が続くなか、労働力人口減少による経済活動の低迷は大きな課題です。

そのため、女性が安心してフレキシブルに働き続けることができる環境整備、意識改革、働き方改革に、官民一体となって、危機感を持って取り組む必要があります。

人生において様々な選択を迫られる女性が、どのような選択をしても、ライフステージに応じて希望する職業を持ち、経済的に自立し、自己実現が可能となるよう、女性の就業・起業の促進、就業継続・キャリア形成のための環境づくり、育児や介護等で離職した女性の再就職の後押し等に取り組みます。

企業においても、多様かつ柔軟な雇用・就業形態へのニーズに対応することは、女性を含めた多様な人材活用が可能となり、人材の確保や職場の活性化等につながります。

施策の方向1 女性の就業・起業支援

働くことを希望する女性が、その能力を十分に発揮して、いきいきと働くことや、自らの夢に挑戦することができるよう、女性の就業や起業等を支援します。

令和6(2024)年度に、女性の就業をワンストップで応援する「ウーマンワークカフェ北九

州」を、総務市民局から産業経済局へ移管しました。企業とのネットワークや就業のノウハウを有する産業経済局において、就業や起業の支援に力を入れていくとともに、相談対応や幅広い情報の提供など、雇用施策全体の中で切れ目なく女性の就業に関するきめ細かい支援を行います。

また、子育てや家事との両立、結婚や出産による離職、夫の転勤による転職などにより、就業の意欲はあるものの行動を起こせていない女性や、漠然とした不安を抱える女性への支援を行い、就業につなげます。

<具体的施策>

(1) 女性が働くことに関する相談機能の充実

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-------------------------------------------|----------------|
| 31101 | 「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。 | 産業経済局 |
| 31102 | 「若者ワークプラザ北九州」で、若者等の就業に関する相談や職業紹介等を実施します。 | 産業経済局 |
| 31103 | 「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談に対応します。 | 総務市民局 |
| 31104 | 国や県の労働関係機関等と連携し、労働に関する相談やセミナー等を実施します。 | 総務市民局 産業経済局 |

<具体的施策>

(2) 女性の就業支援

| No. | 取組内容 | 局名 |
|---------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 31201 | 「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や就業を支援します。 | 産業経済局 |
| 31202 | 「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。 | 総務市民局 |
| 31203 | 保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施します。 | 子ども家庭局 |
| 【新規】 31204 | 多子世帯の子育てを支援するため、第2子以降の保育料の無償化を実施します。 | 子ども家庭局 |

<具体的な施策>

(3) 女性の起業支援

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 31301 | 女性の多様な働き方を支援するため、起業に関する相談やセミナーを、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に開催します。 | 産業経済局 |
| 31302 | 起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。 | 産業経済局 |
| 31303 | 新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。 | 産業経済局 |
| 31304 | 起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。 | 産業経済局 |
| 31305 | 商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改装費の一部を補助します。 | 産業経済局 |
| 31306 | 農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。 | 産業経済局 |

施策の方向2 女性が働き続けることができる環境づくり支援

北九州市の女性の年齢階級別有業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。また、女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに低下する「L字カーブ」を描いており、キャリアの中止と非正規雇用化の実態を示しています。

北九州市における女性の就業率や正規雇用割合は、全国や政令市の平均値と比較すると低い状況です。今後、ますます少子高齢化や人口減少が続くなか、労働力を確保することは喫緊の課題です。

女性が様々なライフイベントにおいて自身のキャリアを選択する際、希望に応じて働き続け、キャリアを継続又は向上させるためには、企業が率先して、女性をはじめすべての従業員が安心して働き、復職できる環境を整備し、働き方改革に早急に着手することが求められます。

市は、企業に対し、テレワークなど多様な働き方が出来るよう、性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて企業向けの意識啓発や情報提供を行うとともに、女性のキャリア継続やキャリアアップへの支援に取り組みます。さらに、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組や、企業等と連携し職場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデルなどの情報発信などを行い、官民一体となって女性活躍を推進します。

<具体的な施策>

(1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援

| No. | 取組内容 | 局名 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 32101 | 企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。【再掲】 | 総務市民局 |
| 32102 | 男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【再掲】 | 総務市民局 |
| 32103 | 企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。 | 総務市民局 |
| 32104 | 働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】 | 総務市民局 |
| 32105 | ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。 | 総務市民局 |
| 32106 | 公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。 | 技術監理局 |
| 32107 | 工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っていける場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。 | 技術監理局 |
| 【新規】 32108 | 市が発注する設計業務委託において、優れた技術等で貢献した女性技術者等を表彰します。 | 技術監理局 |
| 【新規】 32109 | 優秀な若者や女性等の人材確保に取り組む中小企業に対し、従業員の働きやすさを向上させる先進的な職場環境改善を行う費用の一部を助成します。 | 産業経済局 |
| 【新規】 32110 | 女性や高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）を推進します。 | 産業経済局 |

<具体的施策>

(2) 女性のキャリア継続・向上支援

| No. | 取組内容 | 局名 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------|
| 32201 | 働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。【再掲】 | 総務市民局 産業経済局 |

施策の方向3 女性の再就職支援

結婚や出産・育児等で一旦離職した女性が再び職業を持つことは、女性の経済的自立や自己実現、キャリアアップにつながるとともに、企業の人材確保の観点からも有益なことです。

一方、再就職を希望する女性の中には、仕事を辞める前のキャリアやスキル、経験を有しているものの、「離職期間が長く、自信を持てない」「家事や育児などとの両立ができるか」などの不安を理由に就職活動に踏み切れない人がいることから、そうした不安に寄り添い、伴走して就業につなげる再就職支援に取り組みます。

<具体的施策>

(1) 女性が再び働くことに関する支援の充実

| No. | 取組内容 | 局名 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|--------|
| 33101 | 「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や再就職を支援します。【再掲】 | 産業経済局 |
| 33102 | 「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。【再掲】 | 総務市民局 |
| 33103 | 働く意欲と行動を喚起するため、未就業女性を対象として、ミニセミナー等を行います。 | 産業経済局 |
| 【新規】 33104 | 未就業女性の就職を促進するため、女性と企業の交流会を開催します。 | 産業経済局 |
| 33105 | 就業支援施設において再就職を支援するとともに、ITなどの成長分野や、人手不足業種への就職を促進するためリスクリギングを実施します。 | 産業経済局 |
| 33106 | 保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。 | 子ども家庭局 |